平成２７年（フ）第２３号
福岡県八女市今福1046番地10
債務者　古川　和枝
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１７６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄10489番地１
債務者　山﨑　勝義
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１０号
宮崎市大淀４丁目２番６号
債務者　福本　豊貢
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５２号
長野県松本市大字島内2067番地45　グランデ島内202
債務者　澤田奈穂子（旧姓野邉）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５８３号
京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２　第二ヤサカ交通（株）社宅　105
債務者　山口　耕司
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５６号
京都市右京区太秦安井辻ノ内町11番地18
債務者　オムラ左官こと　小村　直喜
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
神戸市北区有野町唐櫃3277番地の４
債務者　奥野　善英
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
高知県須崎市多ノ郷甲1139番地８
債務者　伊藤　雅志
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第１４８号
佐賀市八戸溝１丁目８番13号
債務者　塚原　直明
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
佐賀市八戸溝１丁目８番13号
債務者　塚原　和美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
佐賀県鳥栖市轟木町1548番地１　コーポ万里１－１－１、前住所佐賀県鳥栖市酒井西町825番地２
債務者　天本　英子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
大分県佐伯市字目大字小野市1726番地
債務者　矢野　知博
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
石川県小松市軽海町ヲ16番地、従前の住所石川県白山市笠間町240番地24
債務者　末田　良広
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１８３号
和歌山市湊御殿３丁目１番地４　五月荘５号
債務者　中村珠美代
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
和歌山県有田市箕島520番地
債務者　雜賀　亮二
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
和歌山市柳丁18番地
債務者　角　冨士子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
和歌山県海南市木津71番地７
債務者　岡崎　　喬
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係